

職員募集のお知らせ（教科等担当非常勤講師）

以下のとおり、会計年度任用職員を募集します。

募集概要

職名	教科等担当非常勤講師（保健体育）
募集人数	1名
所属名・勤務地	岐阜県立高山工業高等学校 岐阜県高山市千島町 291 番地
業務内容	教科の授業及び関連する指導、生徒の支援等
必要な資格等	教育職員免許法に規定する高等学校の教員免許状
任期	令和8年11月30日から令和9年2月28日
勤務日、勤務時間及び 休憩時間等	○週3時間の授業時数 ○勤務を要する日及び勤務時間の割振りは所属長が定めます。 （原則、長期休業中の勤務はありません。）
所定勤務時間を超える 勤務の有無	無
週休日、休日	週休日 土曜日・日曜日 休日 国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
報酬	○報酬は、時給額で支給します。時給2,940円（令和8年度） ○勤務する月の翌月の21日に支給します。 ○定期昇給なし ○通勤距離に応じて通勤手当に相当する費用弁償を支給します。
社会保険、労災保険及び 雇用保険	○労災保険に加入します。

特記事項	・本業務に従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。 ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。 ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。 ※「特定性犯罪」の例 不同意わいせつ、児童買春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行など（詳しくは別紙参照条文をご参照ください）。
------	---

○受験資格（欠格条項）について

次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- ・禁錮（令和7年6月からは拘禁刑）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・岐阜県において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○その他留意事項

- ・採用後1カ月は条件付採用期間とし、この期間良好な成績で勤務した場合、正式採用となります。
 - ・地方公務員法に定める、服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）が適用されます。また、同法に定める、懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）及び分限処分（休職、降給、降任、免職）を受けることがあります。
 - ・直近の勤務実績（人事評価）を基に、2回を限度として再度の採用を行うことがあります。
 - ・会計年度任用職員として一度退職されたのち、他の任命権者（※）で改めて採用された場合、期末手当の期間率及び育児休業の取得要件である勤務期間は通算できません。
- ※ 任命権者とは知事部局、教育委員会、公安委員会、その他各種委員会等（人事委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局など）をいいます。
- ・同一の任命権者内において他の会計年度任用職員として勤務する場合、週の勤務時間が計38時間45分以上となること、または、1日の勤務時間が7時間45分を超過することはできません。

○セクシャルハラスメントに関する相談窓口

- ・求職活動等において、万が一、職員からセクシャルハラスメントを受けた場合は、下記の相談窓口までご相談ください。
- ・相談に当たっては、相談者はもとより関係者のプライバシーの保護及び秘密の保持を徹底し、公平かつ適切に対応します。また、相談を行ったことや事実確認への協力等を理由として、求職活動において不利益な取扱いを受けることはありません。

【相談窓口（県教育委員会 教育管理課内）】

電話番号：058-272-8809（直通）

メー ル：kyosyokuin-sodan@govt.pref.gifu.jp

試験内容

試験内容	面接及び書類選考
試験日時（予定）	申込者へ個別に連絡いたします。
試験会場	岐阜県立高山工業高等学校（高山市千島町 291 番地）

合格発表

合格発表日（予定）	試験後一週間以内に受験者全員に合否結果を郵送します。
-----------	----------------------------

申込み

以下の申込書を持参または郵送により申し込んでください。

申込書	申込書(pdf 形式)をダウンロードください。
申込先	岐阜県立高山工業高等学校 〒506-0032 高山市千島町 291 番地 電話：0577-32-0418 ・持参される場合は事務室へ提出ください。対応時間は 9:00～16:30 です。 ・郵送される場合は封筒表に「教科等担当非常勤講師応募申込」と朱書きの上、特定記録郵便または簡易書留で郵送ください。また、受付期間内に到着するように投函ください。
受付期間	令和8年10月26日（月）から10月30日（金）

問い合わせ先

岐阜県立高山工業高等学校

電話：0577-32-0418 担当：教頭

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの